

ことは意外と行政の盲点になっている
と思っている。」

「学校は給食費とかいろんなものを
集める。しかし義務教育なんだから
やっぱり国で出さなければならぬ。
校舎の耐震補強もそうだ。さんざん
日の丸を拝ませて、君が代を歌わせ
て、それで何も金を出さないとい
うのはもってのほかだ。ところが『自
己責任』とかうまいことを言って、障
害者の自立支援だってなんのことは
ない、障害者に自分で生活しなさい
ということだ。世の中には自立でき
ない人もあるんだ。そういう弱者を
救うのが国だ。弱者を救えないんだ
ったら国なんていらぬんだ。保育
料も高い、しかしそれを下げれば国
は交付税を減らしてくる。このへん
で若い人たちはもっと怒らなければ
ならぬ。」

「いま蓬田では学校の教職員 11 人
中 4 人がパートである。そして校長、
教頭の管理が強くなっている。教育
行政というものは一段と中央集権化
してきている。そういう意味で教育
基本法の改正がじわじわと真綿で首
を絞めるようになってきている。だ
から先生方ももう少し大きく声を出
さない。」

「地方からは若い人は都会に出て、

年金生活の高齢者だけが残る。三厩
や佐井、脇野沢などはそうだと思う。
それでますます人口が減る。それで
交付税も減らされる。」

このあと財政健全化法の問題点に
ついての話に移り、最後にこれから
皆さんも大いにがんばってほし
いということで終わりました。

◎大鰐町を対象とした、自治体
の財政危機とその解決策を目指
した政策提起の取り組み（以下
「大鰐問題」）。

大鰐問題の取り組みについては、6 月
26 日の理事会で以下のようになり
ました。

・7 月 28 日から 31 日までの間、
大鰐での現地調査等を行う。

・取り組みにあたっては現地の人た
ちとの連携を強める。

・調査項目などは夕張のものを参
考にする。

・資金集めに取組む。

自治研総会での神田氏 の発言

5 月 24 日に開かれた自治体問題
研究所第 48 回定期総会で神田健策
理事（当研究所の副理事長）が「青
森研の取組みと東北地方の研究所・
会のうごきについて」要旨以下のよ
うに発言しました。

「青森研は 2000 年設立。毎年の
地域づくりセミナーや毎号の会報づ
くりは最低限として取組んでいる。
研究所だけではセミナーは取組めな
いので各団体との共同で取組んでい
る。財政が悪化している市町村が 6
つあるが、その一つ大鰐町の 3 セク
処理などがあり、保母武彦先生の助
言も受けながら、まちの再生につい
て政策提言につなげる調査に取組み
たい。東北地域はこの 10 年弱で研究
所を作ってきた。秋田でも自治労連
との共同調査のなかで、山形ももう
一步の準備を進めて、全県で研究所
をつくる。」

「財政健全化法が青森県 の自治体に与える影響を 考える。」(2) 金川 佳宏

《連結実質赤字比率の三つの問題》
で、二つ目の問題点は連結実質赤
字比率、二番目の指標である。

これは自治体の本体の財政の赤字
に公営企業や国保やいろんなものを
連結して評価しようという比率だが、
はたして連結することに意味がある
のかということである。で、「住民と
自治」誌の 12 ページにも書いておい
た。これは自治体病院にかかわる者
の立場としても同じことが言えるが、
一般会計と企業会計は基本的に概念
が違う。一般会計というのは要する
に単年度で出てくるし、企業会計は
企業だから投資してそれを複数年で
回収する、要するに期間会計。その期
間での損益ということになる。

単年度で収支をきちんと報告しな
ければならぬものと、一定の期間
見なくちゃならない企業の会計とい
うものを連結することが合理的なの
かという問題点がある。

二つ目の指摘としては、例えば病院であれ、下水道、上水道であれ、結局住民生活に密着した、それがなければその地域として成り立っていかないような公営企業と、例えば観光開発なんかの出資法人を同列に連結する。同じ立場で連結することがはたして妥当なのかという問題点もある。

三つ目は、やはり自治体はそれぞれの地域性をもっている。立地条件あるいは地域での役割等々、さまざまな違いがあるが、それを考慮しないで一律に連結評価することに矛盾というのはないのかということ指摘したい。

そして最後に小規模自治体に対する配慮というものが欠けているという指摘をしている。

そういうことで、連結実質赤字比率、二番目の指標について、最低この三つの問題があるんじゃないかと思っている。

《連結することによってそれぞれの指標に影響が出てくる》

公営企業を連結した場合、病院会計というのは二番目の連結実質赤字比率にもものすごく影響を与える。どうしてかという、病院会計というのはほとんど赤字をかかえている。

とくに青森県の場合は半数以上が不良債務をもっているような状況なので、二番目の指標に問題が発生してくる。

同じ公営企業でも下水道というのは三番目の指標に問題を伴う。なぜかという、下水道というのは基本的に事業を開始するときのものすごい投資がかかる。要するに下水道を配管したり、ものすごい起債をする。で、起債はするけれども、いざ事業を運営しちゃうと比較的事业形態としては安定してる。なぜかという、要するに料金徴収制なので、事業として見合わなくなってくれば、それは料金を上げればいいと。

ところが病院の場合は自治体独自で料金を上げられない。それは国の診療報酬、医療政策の中で料金が決まってくる。

だから下水道の場合は赤字というのはなかなか発生しづらいものがある。そのかわり起債、要するに事業を開始する時点での借金がものすごく大きくなる。だから下水道事業の場合は同じ公営企業でも三つ目の指標に影響が出てくる。

そういうことで公営企業によっては、連結することによってどの指標に影響が出てくるかというのはてん

けないという実状があった。」

「そして今年は3億7,000万ほど余剰金が出た。3億7,000万というのは決して多くない。一番多いときは12~3億はいつもあった。」

次にいくつかの問題について次のように述べていました。

「いま後期高齢者医療制度というのが問題になっている。これは2年前に法律が決まっている。そのとき国会の委員会で委員長席でつかみあいのけんかをやった。そのとき国民は『また野党があんなことをやった』ということで野党をふくろだたきにした。ところがいま実施されることになって大変だということで騒いでいる。」

「この制度は75歳以上の医療費を制限する。そして市町村に対して負担を多く求めることになる。いま介護保険と国保で蓬田では60ぐらい取られている。後期高齢者の人はそんなに取られない。そうすると赤字になる。それが村の持ち出しになっているから、結局若い人たちの負担にもなっていく。高齢者は少ない年金から大変な負担を強いられていくということになる。そして医療は制限される。」

「青森は大都市と違って国民年金の人が多い。蓬田では農業、漁業の人は国民年金の人が多い。国民年金はいま65歳になっても70万ちょっとである。どうやって国保、介護保険を払えるか。それを年金から天引きされる。そうすると残らない。これが一番の問題だ。だから生活保護の人が増えてくる。こういう実態がある。」

「いま蓬田村では若い人が所得が低い。夫婦2人でパートというのはざらである。だんなさんが社会保険を掛けているというのはいいほうである。やっと生活している。国民年金も払えない。医療費も払わない。乳児健診にも行かない。妊婦健診にも行かないで障害児が増えている。大変な問題になっている。いま各市町村では子ども一人に35万円が出るが、それが生活費にまわってしまう。だから病院に払わない。県病や市民病院はまだいいが、民間の病院だとつぶれてしまう。」

「それでうちのほうでは子どもたちに金がかかるということで、今年から小学校6年生までは医療費はただにした。来年は中学校までの医療費を全部ただにするというふうに考えている。」

「若い人たちの生活が苦しいという

「住民の暮らしと地方自治」 講演

6月28日、教育会館で「教員採用制度と臨時教職員制度の改善を求める青森県民の会」と自治研の共催で、蓬田村長古川正隆氏の表題の講演が開かれました。参加者は35人でした。



古川氏は、冒頭、次のように指摘しました。「市町村合併がこの間進められ、約2,800あった自治体が06年3月には1,822になってしまい、現在では1,800をきっている。」

「合併はもともと大きいところに吸収されるというのは最初からわかっていたことだ。そして、税金、使用料などは高いほうへ、福祉、教育、農林水産業など住民の利益になることはすべ

ての面で下方水準化される。そういうことから、合併しないでやっている町村もある。」

「いま合併問題が一段落した段階でムードが去ると、合併が何をもたらしたかについて、新聞、テレビ等でもほとんど検証されていない。これが国民の関心を薄める作用をもたらしている。」

また、合併しなかった蓬田村の現状を次のように述べました。

「蓬田村は、地方交付税が一番多く来たときで14億7,000万ぐらいであったが、いまは12億7,000万。2億ぐらい減額されている。その2億がいま財政難を引き起こしている。それは蓬田だけではなく、青森、むつ、十和田、野辺地もみんなカットされている。」

「対策としてはさまざまなことをやった。例えば特別交付税、臨時特例債などを全部含めても蓬田の場合は2億ぐらい少ない。この2億が福祉も教育もさまざまな分野で削られてきている。蓬田村では合理化して職員も少なくしたし、あるいはさまざまな民営化をして対応してきた。しかしそれは決して私の本意ではないんだけど、そうしないとやってい

でんばらばらであるということも理解しておく必要がある。

《財政健全化法の問題点》

これまで連結決算の問題点など、大きな問題を2、3指摘した。

財政健全化法は債務調整などの市場主義的改革ではなく、「ルールに基づく統制」と「国や都道府県による行政的統制」を強化することに特徴がある。財政健全化法を先取りした夕張市の財政再建計画策定のプロセスを見れば、国等による行政的統制の強化が突出する可能性が高いと言わざるを得ない。私は健全化法の問題点を以下9点にまとめてみた。

《①早期是正の導入等による中央統制の強化と自治体リストラ誘導》

財政健全化法の主要なねらいは指標の整備・公表の義務付けや早期是正の導入により、自治体財政の自主的な早期の健全化を促進することにある。その意味では「夕張ショック」と財政健全化法は自治体関係者に大きな影響を与えており、多くの自治体は自主的健全化に駆り立てられていることから、その効果はすでに発揮されているといえる。

いままでは早期是正という考え方

はなかった。それがこの早期是正の導入ということになって、それも早期是正するための改善計画なるものを作成して、総務大臣に報告しなければならぬ。で、総務大臣が異議があれば異議ありということで手をあげるというシステムになっている。要するに自治体独自の再建計画というのはなかなか策定しづらい状況になってくる。国の関与がものすごく大きくなってくる。地方自治の原点というのは基本的にはその地方に住む住民が主体になって運営する自治体であるという観点からすると、国の関与が大きくなってきているということが一つこの健全化法の問題点としてあげられる。

これ以上の統制化は結局のところ自治体のリストラ、自治体職員のリストラなり自治体職場の市場化の動きを強めることになり、自治体行財政や住民生活に大きな歪みをもたらすことになる。

《②制度の過度な複雑化と官僚統制》

二点目は制度が過度に複雑になっているということである。それまでは要するに実質赤字比率と実質公債費比率と、まあ言葉は違うけれども、

2008年7月18日 第42号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

自治研

基本的にはその二本立てで再建制度というのは成り立っていた。今度は四つ、まあ資金不足比率というのを入れると五つの指標になる。しかも具体的な指標算定方法や基準値が法定化されず、政令・総務省令に委ねられている。特に総務省令で定めるとした項目が多く、それだけ制度が複雑化している。制度の複雑化と政府による裁量への傾斜は、住民への説明が困難であるとか、官僚統制が強化され、地方分権の趣旨に反するなどの問題点が発生する。

新指標の算定方法や基準値については基本的に法定事項とするべきであり、さらに地方公共団体の意見をできるだけ反映させるべきである。

《③実質公債費比率の取扱い》

実質公債費比率を財政再生基準に入れること自体がそもそも問題である。財政再生団体は従来の財政再生団体と同様に、厳しい制約が課せられるのであるから、決算上、大幅な赤字が生じるなどの明確な財政悪化指標が基準にならなければならない。

実質公債費比率は地方債元利償還金が多くなれば上昇することになるが、それ自体は自治体財政が立ち行かなくなることを意味しているわけ

ではない。再生団体の基準は決算上の赤字比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率）に限定するべきである。

これは先ほども言ったように、比率の分母が標準財政規模になっていることから、例えば大きい自治体と小さい自治体が同等に、小学校が老朽化したので建替えたいといったときに、同じ比率で、同じ費用で判断しているのかという問題等々も含まれると思う。（以下つづく）

◎「橋下知事への対案」

このほど大阪自治研で上記のブックレットを作成しました。

内容は はじめに。1章 橋下府政の財政再建。2章 もうひとつの財政再建の道。3章 府民生活への影響。4章 橋下「改革」の市町村への影響。

チラシ（申込書）を同封します。

◎ 「住民と自治」4月号に、「ただいま準備中」となっていた金川佳宏氏の「自治体病院経営分析」がこのほど自治体研究社から出版されました。

死者を冒瀆する「人体の不思議展」

県教組と高教組 県教委に後援の中止を要請

現在、県立美術館で開催されている「人体の不思議展」は、本物の死体を樹脂加工した標本が多数展示されています。観客から入場料を徴収し、死体が興行用に展示商品化されている「人体の不思議展」の後援団体に青森県教育委員会が名を連ねています。県教組と高教組は6月11日、県教委に対して、「死者を冒瀆するものであり、人間の肉体を人格と切り離して認識させることは子どもたちにとって害悪以外の何ものでもない」として後援中止の要請書を提出しました。

1 生前の意志に基づく献体・展示か

標本は、すべて国内法の適用を受けない外国人（中国人）であり、生前にこのように展示商品化されることを承諾していたのか確認されていません。日本人の遺体の場合は、法の制約があり医学目的のみに限定されており、営利目的の展示は不可能です。外国人の遺体であるために、法の網をくぐるのが可能だったのです。死後遺体となっても人間としての尊厳は、最大限守られなければならないことに日本人も外国人も変わりはないはずですが。

2 営利目的の切断した遺体の展示

遺体の皮を剥ぎ取り内臓を取り出したものやプレート状に切断したもの、さまざまなポーズさせたものなどを樹脂加工し展示しています。高い入場料が必要であり、会場にはキーホルダーなどを販売している売店があります。営利目的が明らかであり、だれが死後どのように展示されることを望むでしょうか。

3 子どもたちに有害

県教委の安易な後援により、いくつかの小中学校で、「人体の不思議展」を学年単位で見学しようという計画があります。生命の尊さや人間の尊厳を教えるべき学校で、このような展示物を見せることは、極めて問題です。県教委は、いまのところ後援を中止しようとしていません。県教組は、県内すべての小中学校に学年や学級単位での見学はやめるよう文書をいれました。また、高教組は、青森市内の高等学校に配布された無料招待券の回収を県教委に要請しました。